

宇陀市監査委員告示第4号

令和2年度財政援助団体監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による令和2年度財政援助団体監査を実施し、同条第9条の規定により次の通り公表する。

令和3年3月26日

宇陀市監査委員 籠谷 順 司

宇陀市監査委員 上 田 徳

1 監査の種別

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体の監査

2 監査の対象

- (1) 対象団体 公益社団法人宇陀市シルバー人材センター（以下「シルバー人材センター」という。）
- (2) 対象事務 シルバー人材センターにおける宇陀市からの財政援助に係る出納その他の事務で、主として平成31年度（令和元年度）及び30年度執行の事務
- (3) 所管課 健康福祉部介護福祉課

3 監査の期間

令和3年1月15日から令和3年3月25日まで

4 監査の方法

監査は、シルバー人材センターに対し、平成31年度（令和元年度）及び30年度の財務に関する書類の提出を求め、出納その他の事務が適正に行われているか、また事務事業が補助の目的に沿って適正かつ効果的に行われているかについて、事業報告書、収支計算書等関係書類の調査とともに、関係職員に対する質問等の方法により実施した。

5 シルバー人材センターの概要

(1) 設立の趣旨

シルバー人材センターは、定年退職者等の高年齢退職者の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の簡易な業務に係る就業の機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供することなどにより、その就業を援助して、これらの者の生きがいの充実、社会参加の推進を図ることにより、高年齢対象者の能力を活かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的に次の事業を行う。

ア 臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）を希望する高年齢者のために、これらの就業の機会を確保し、及び組織的に提供すること。

イ 臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）を希望する高年齢者のために、職業紹介事業又は一般労働者派遣事業を行うこと。

ウ 高年齢者に対し、臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習を行うこと。

- エ 高齢者のための臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業を通じて、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業を行うこと。
- オ 前4号に掲げるもののほか、高齢者の多様な就業機会の確保及び地域社会、企業等における高齢者の能力の活用を図るために必要な事業を行うこと。
- カ その他目的を達成するために必要な事業を行うこと。

(2) 組織

シルバー人材センターの事務所の所在地は、第1表のとおりである。
また、組織機構（令和2年3月31日現在）は、第2表のとおりである。

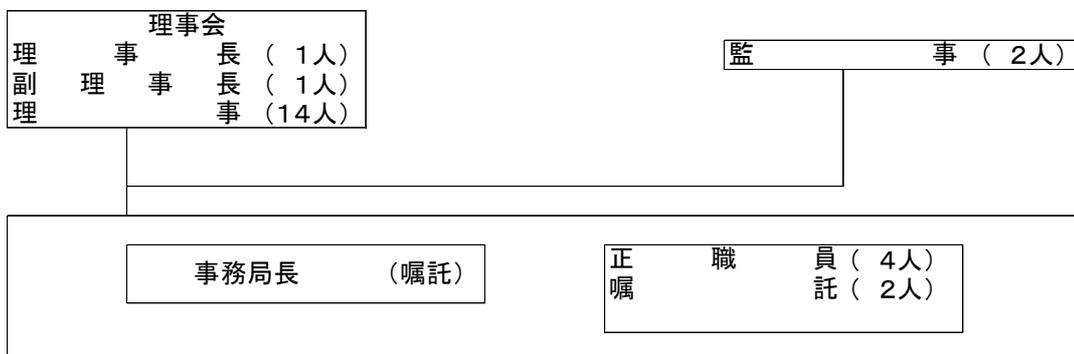
【第1表】

シルバー人材センターの事務所の所在地

所在地
奈良県宇陀市榛原下井足825番地

【第2表】

シルバー人材センター組織図



シルバー人材センターの組織は、役員組織として理事会、監事及び事業の実施機関である事務局で構成されている。役員数は理事14名（理事長及び副理事長を含む。）及び監事2名の合計16名である。事務局職員は7人（正職員4人、嘱託職員3人）である。

(3) 事業（受託事業）の状況

受託事業の仕組みは、シルバー人材センターが地域の家庭や企業、公共団体から請負又は委任契約により仕事を受注し、会員として登録された高齢者の中から適任者にその仕事を提供し、仕事の提供を受けた会員は、契約内容に従ってその仕事を実施し、仕事に内容と就業実績に応じてシルバー人材センターから配分金を受け取るものである。

この他、臨時的かつ短期的な業務又はその他の軽易な業務の範囲において、労働者派遣事業も行っている。

事業の状況は、第3表のとおりである。

【第3表】

事業量の推移

(単位:人、件、円)

項目		平成31年度	平成30年度	
会員数(年度末現在の会員数)		510	564	
受注状況	契約件数	公共	266	281
		民間	1,669	1,861
		計	1,935	2,142
	契約金額	公共	81,173,300	79,770,573
		民間	228,226,478	238,957,535
		計	309,399,778	318,728,108
	就業延人員	公共	11,155	11,720
		民間	37,521	42,897
		計	48,676	54,617

(4) 宇陀市との関係

シルバー人材センターが行う高齢者の就業の機会の増大と福祉の進展を図るための事業に要する経費について、宇陀市シルバー人材センター運営補助金として平成31年度(令和元年度)及び30年度に830万円を交付している。

(5) 収支の状況

シルバー人材センターの会計については、公益法人会計基準を採用しており、消費税処理は税込処理である。

収支状況は、第4表のとおりである。

【第4表】

収支計算書の推移

(単位:円)

科目	平成31年度		平成30年度		平成29年度
		うち市補助金		うち市補助金	
1 経常収益	328,887,245	8,300,000	338,407,897	8,300,000	350,836,322
1 受託事業収益	309,399,778	0	318,728,108	0	334,097,657
① 受取配分金	258,744,537		275,739,552		288,914,813
② 受取材料費等	11,755,326		13,543,326		16,572,307
③ 受取事務費	38,899,915		29,445,230		28,610,537
2 労働派遣事業等受託収益	937,739		620,379		811,381
3 受取会費	1,500,000		1,665,000		1,686,000
4 受取補助金等	16,600,000	8,300,000	16,600,000	8,300,000	13,400,000
① 受取連合交付金	8,300,000		8,300,000		6,700,000
② 市補助金	8,300,000	8,300,000	8,300,000	8,300,000	6,700,000
5 特定資産運用益	0		0		10
6 雑収益	449,728		794,410		841,274
1 経常費用	319,711,672		333,856,611		347,007,825
1 事業費	317,787,394		332,095,321		345,315,916
① 支払配分金	258,744,537		275,739,552		288,914,813
② 支払材料費	7,192,328		8,386,624		13,007,834
③ 人件費	34,664,660	6,751,000	26,558,043	6,831,000	30,424,074
④ 一般管理費	14,721,252	1,549,000	19,148,900	1,469,000	11,028,143
⑤ 減価償却費	2,464,617		2,175,883		1,941,052
⑥ 貸倒損失	0		86,319		0
2 管理費	1,924,278		1,761,290		1,691,909
① 人件費	1,120,873		657,405		977,261
② 役員等旅費交通費	141,000		135,000		135,000
③ 一般管理費	662,405		968,885		579,648
2 経常外収益	300,000		0		0
1 固定資産除却損	300,000		0		0
3 経常外費用	4		451,621		1
1 固定資産除却損	4		451,621		1
当期収支差額	9,475,569	—	4,099,665	—	3,828,496
前期繰越収支差額	48,361,002	—	44,261,337	—	40,432,841
次期繰越収支差額	57,836,571	—	48,361,002	—	44,261,337

6 監査の結果

シルバー人材センターの出納その他の事務については、おおむね適正に処理されていると認められた。また、所管課における補助金の交付事務は、おおむね適正に処理されていると認められた。

なお、監査における個別の意見は次のとおりである。

(1) シルバー人材センターに関する事項

シルバー人材センターの運営については、高齢化に伴う退会等による会員数や契約の件数が減少傾向にあるものの、現状維持を確保しながら効率的な会員配置への努力や公共部門はもちろんのこと民間部門における多様な受託事業の獲得努力、経費節減・見直しにより平成31年度（令和元年度）及び30年度の経常収支は黒字としている。

シルバー人材センターは、高齢者にその能力を生かした就業の機会を確

保し、多様な社会参加活動を援助して、高齢者の生きがいの充実と福祉の増進を図っており、今後とも、高齢者の出会う場・学びの場・活躍の場を充実させ、生きがいや就労機会の増大を図るとともに、活力ある地域社会づくりに向け、より一層の貢献をされることを期待する。

また、一人でも多くの方に参加していただけるよう、新規会員の確保に努められるとともに、既存会員の稼働率の向上に努められたい。

(2) 所管課に関する事項

ア 補助金算定の基準について

監査対象の補助金は宇陀市シルバー人材センター運営補助要綱（平成18年宇陀市告示第41号）に基づき交付されているが、具体的な補助金の算定方法を規定しているものではない。市の補助金額は国の補助額に準じ交付しているが、シルバー人材センターの運営に対する支援を考えるなかで、市としての補助金算定の基準について検討されたい。

イ シルバー人材センターに対する指導監督及び支援について

シルバー人材センターは、高齢者の就業機会を確保することにとどまらず、就業を通じて高齢者の生きがい対策、地域社会の活性化に寄与するという役割を果たしている。

シルバー人材センターがこうした役割を果たしていく上で、市からの補助金がシルバー人材センターにとってより効果的なものとなるような指導監督、また補助金に依存しない自立した運営の確立に向けた支援に努められたい。